

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行／千葉県後期高齢者医療
広域連合

所在／〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集／総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

URL
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

ちば広域連合だより

第37号

千葉県人口**6,275,423**人(令和6年10月1日現在) 被保険者数**981,261**人(令和6年9月30日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

**マイナ保険証をお持ちでなくても
これまでどおりの医療を受けられます**

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

**令和6年12月2日以降、紙の保険証は新たに発行されなくなります。
新たに被保険者になる方などには「資格確認書」を交付します。**

**令和6年12月2日以降、医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使い
いただけます(有効なものに限ります)。**

・マイナ保険証

・紙の保険証

・資格確認書

●マイナ保険証

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。
健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの
顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

●紙の保険証

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な健康保険証は、
最長で令和7年7月31日まで引き続き使用できます。

●資格確認書

令和6年12月2日以降、新たに千葉県の後期高齢者医療制度
に加入する方には申請いただくことなく被保険者番号や負担
割合等を記載した資格確認書を交付します。
資格確認書はお住まいの市町村からお届けします。



※後期高齢者医療制度における資格確認書の暫定的な運用について

国は、後期高齢者医療制度における令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、
令和6年12月2日以降、新たに被保険者となる方や紛失に伴う再交付申請等する方には、
マイナ保険証の保有状況にかかわらず、保険証と同じように一定の窓口負担で受診できるよう、
「資格確認書」を交付することとしました。

なお、この間、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)は通知しません。

○マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について

利用登録の解除申請はお住まいの市町村で受け付けます。申請方法等については、お住まい
の市町村にお問い合わせください。

利用登録を解除するとマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことはできなく
なりますので、健康保険証または資格確認書をご使用ください。



マイナンバーカードと保険証の一体化についてのお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分